

沿岸広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年1月5日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

- 1 路線名 吉里吉里釜石線
- 2 供用開始の区間 上閉伊郡大槌町小釜第28地割字間渡153番111地先から大町514番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月5日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和6年1月5日から同年2月5日まで